

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	藤 埴 理 君	2 番	吉 野 誠 君
3 番	木 村 千 秋 君	4 番	栗 田 利 朗 君
5 番	広 瀬 文 典 君	6 番	奥 村 耕 作 君
7 番	—————	8 番	末 政 京 子 君
9 番	岩 崎 秋 夫 君	10 番	丹 羽 豊 次 君
11 番	小 林 敏 美 君	12 番	広 瀬 康 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	興 慈 善 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	三 浦 高 雄 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	古 山 則 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 一 幸	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

- 日程第1 議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について
- 日程第2 議第3号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第5 議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議 第 6 号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 7 号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 8 号 町道路線の認定について
- 日程第9 議 第 9 号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議 第 10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第11 議 第 11号 平成23年度垂井町一般会計予算
- 議 第 12号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議 第 13号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議 第 14号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議 第 15号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議 第 16号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議 第 17号 平成23年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議 第 18号 平成23年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
- 議 第 19号 平成23年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 第 20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第12 請願第 1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、6番 奥村耕作君、8番 末政京子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第1、議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第3号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第2、議第3号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第3、議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第4、議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第5、議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第6号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第6、議第6号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 水道事業管理者にお尋ねしますが、今回この改正によりまして、あと簡易水道で残るのは栗原と岩手の北部になるかと思えます。そんな形で、今度、栗原の取り扱いですが、栗原につきましても、ああいうなだらかなところで簡易水道一つでなっておりますが、上水の区域として宮代境野、また、池田運輸、それから栗原簡水で槌谷柿羊羹まで来

ておるといような形でございます。

そのような形でございますので、先般も補正予算でお尋ねしましたが、栗原の簡易水道の基金もあれだけあるように聞いておりますが、ぜひ栗原を上水の区域にさせていただいて、そうしますと管理も私は楽だと思っております。そのようなことで、その辺の考えをちょっとここでお尋ねしておきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 10番議員の御質問にお答えしたいと思います。

栗原簡易水道、それから北部簡易水道の将来についてということになるかと思えます。現状で、今第1水源、第2水源の確保、それから相川右岸・左岸という形で工事を進めておるところでございます。第6次拡張事業も中途でございますけれども、今後将来的に、第1水源が非常に老朽化しておるとい状況の中で、これを適宜しっかりと維持できる体制に改良していきたいと。その中で、相川左岸についても自然流下方式によるものという形も考えております。

一方で、栗原につきましては、簡易水道が導入されたのが平成元年か2年ぐらい、まだ比較的20年ぐらいの状況ということになります。今しばらくこの状況を見ながら運営をしていきたいと思っておりますが、今議員がおっしゃいましたように、最終的には上水道の区域に取り込んで一元化の管理をするにはふさわしい地域かなというふうには思います。

しばらく時間がかかると思いますが、こういったほかの整備等もあわせながらトータルの中で考えていきたい、将来的には取り組むべき地域だというふうに、栗原に関しましては認識をしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第7号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第7、議第7号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第8号 町道路線の認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第8、議第8号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねをいたしますが、今回、9路線の道路認定が提案されておるわけでございます。そのような形で、町道認定には言うことはないんですが、この道路認定の地図を見ますと、各地区に認定基準に達しているような路線もまだ認定していない箇所が多々見受けられます。そのような形をもって、ぜひとも再調査といいますか、また今後に向けて認定のほどを進めていただきたいと思いますし、また交付税措置も道路認定する面積等も入ってくると思います。そのような形でもう少し、宮代にも四、五路線ありますし、大滝の方を見ますとやはりございますし、またほぼ基準に上がっているような道路は多々あると思います。そのような形で、ぜひともそういうところを認定にしていきたいと思いますし、今後の認定についてどうか、お尋ねをいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 10番議員のお尋ねでございますけれども、道路認定につきましては道路法8条の中で規定されております。また、道路認定につきましては、町の道路建設計画に

よって新設される道路でありますとか、産業振興上、特に必要があるということや、経済的効果が大きいものとかということで認定をしておりますけれども、御指摘にありました未認定路線につきましては、再度調査いたしまして、町道認定にふさわしいかどうかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 町道路線の認定については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第9 議第9号 指定管理者の指定について

議長（衣斐弘修君） 日程第9、議第9号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（衣斐弘修君） 日程第10、議第10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰り入れにつ



いてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） 特別会計への繰り入れが、毎年3億以上入れられておるわけですが、企業会計がやっていけなったら、垂井町全体の中のどこかから入れるというのは理解ができますが、余りにも多額の金が毎年投入されているということで、北の方の利用できていない地域、それと今利用している地域との差が余りにもあり過ぎるんじゃないかというようなことで、公平・公正な観点からもう少し議論をするべきではないかということを思っております。これから先、一般質問でも申し上げましたけれども、その点についてどうお考えか、御返答いただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 9番議員の御質問に対しましてお答えをさせていただきますけれども、公共下水道への繰り入れの議案でございますが、本年度は3億でございますけれども、昨年来、相当額の金額を繰り入れという形で受け入れておるわけでございます、公共下水側として。そういった中には、不明水等の地財法に基づく、法定に基づく費用のために一般会計から繰り出すというような金額もございますが、公共下水道を運営していくに当たりまして、設備が100%整って、接続率が高く、安定的な経営になるまでには相当数の時間もかかりますし、そういった場合においては、まず地財法に基づいて繰り出しが認められているというようなことでございますけれども、南部と北部、今現状段階では建設に当たって差異が出てきているというのも実態でございます。

今後、公共下水をこういった形で終結・完結していくかというのは、当初計画、垂井町丸ごと下水道というような構想の中にもありながらも、より効率性の高い方法・方策というのはあるというふうに思っております。

近隣や全国各地で展開されております公共下水道事業の推進におきましても、いろんな知恵や方法・方策がございます。そういったこともいま一度土俵に上げなければならないような状態のときが、まさしく今後の我々が取り組むべき重要なことだと思っております。

このままどんどん進めて、借り入れの額が大きく膨らんでいく、またそれを償還するに当たりまして、繰り入れがどんどんかさんでいくというようなことが、果たして垂井町の全体の財政という位置づけにとって可能なのか否かというようなことも含めながら、相当な決意を持って十分内容を精査しなければならないというふうに考えております。

今回の3億余りの繰り出しに関しましては、そういったことの方向性もしっかりと我々決意しながらも、当面の財政運営ということで、ひとつよろしく御理解を賜りたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 今、同僚議員の質問に対して副町長が答えられたのは、まず全体計画を見直すかもしれないというような含みもあったと思うんですが、一つの考えとしまして都市計画税の導入、下水道の受益地域に対して都市計画税の導入も一つの考えと思うのですが、そのためには、当初計画では全地域ではありましたが、どの地域までやるかということも決めなければなりません、その繰入金をやめるのに対して、町長は都市計画税の導入を考える可能性があるかどうかお聞きしたいと思います。

それと、全体計画についても決めなければならない時期に来ていると思うのですが、いつ町長はその辺の話をするかと、御自身で決められるわけではないと思いますから、議会、住民に対しての話を大体いつごろされる予定でられるかというのをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の、都市計画税の導入についてでございます。県においても24年度以降、森林税の導入というようなことがうたわれております。新たな税の導入、財源の確保という問題もございませぬけれども、これに関してはしっかりと慎重に考えていく必要があると思います。垂井町は、今まで都市計画税を導入せずにしてきた経緯もございまして、この導入に当たってはやはり慎重に考えていきたいというふうに考えております。

2点目の今後の下水道に関しまして、現在も内部でしっかり検討を進めておる状況でございますけれども、下水道のあり方、公共下水道、集落排水、そして合併浄化槽と、水の管理に関しましてはこの三つの方法があるわけでありませぬけれども、こころをどのように効率的にやっていくかということは、9番議員の質問にも関連してくるところかというふうに思いますけれども、今後、財政的な問題も含めてトータルで考えていく必要があると思います。一方で、下水道を待ってみえる方もお見えになるという状況の中で、こころをどう整合性をとっていくかというのは非常に大きな、また重要な課題であると思います。

今般、議会がまた新たに4月以降組みかえられる中で、しっかりと情報をお出ししながら、一緒にまた論議をしていきたいと思ひますし、内部でも今しっかりと検討しております。これをさらに進めていって、どういう形が将来の垂井町にとっていい形なのか、今後しっかりと答えを出していきたいと思ひますが、時期については今ここで明確にいつまでという形でお答えるのは非常に難しいと思ひしておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 最後にお答えいただいた時期についてですが、結論が出るのは、今後の話し合いの中でわからないかもしれませんが、そういう場をつくっていくというのはいつからされるか、される気があるのか、それも決まってないのか。すぐに始められる、来年度でも話をやっていくという考えがあるのかどうかお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたように、いつからという時期は確かに難しい状況でございますので、今御容赦いただきたいという答弁をさせていただきました。ただ、これの検討に当たっては、当然そんなに余裕があるわけではございませんので、次年度から引き続き議会等にも情報を出しながら、また内部でも進めておるところでございますので、早急に一緒に進めていきたいと思っております。新年度からまた取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 藤埴理君。

〔1番 藤埴理君登壇〕

1番（藤埴 理君） 全体計画を見直すということについては、大変重要なことであります。今の発言の中で見直すつもりがあるというふうに私は理解をいたしました。町長、それでよろしいでしょうか、イエスかノーかで御答弁ください。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 1番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

見直すか否かということですが、先ほども申しましたように全域下水道と進めてきた中で、待ってみえる住民の方が見える、あるいはこれを受け入れている方が見える、そういった中で見直すというのは非常に大きな問題であるというふうに思います。ですが、財政的な問題、将来的な展開を考えたときに、規模の大小はあるかもわかりませんが、これはしっかりと見直していく。先ほど申しました三つの方式で今進めておるわけでございますので、これに沿った形の中で、規模の大小はあるかもわかりませんが、見直していく時期が来ているものと認識をしております。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、これを原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算

議第12号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第13号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第14号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第15号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第16号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第17号 平成23年度垂井町介護保険特別会計予算

議第18号 平成23年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算

議第19号 平成23年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算

議長（衣斐弘修君） 日程第11、議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算から議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 藤埴理君。

〔予算審査特別委員長 藤埴理君登壇〕

予算審査特別委員長（藤埴理君）では、委員長報告をさせていただきます。

今定例会第1日目の会議におきまして、本委員会に付託されました議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算から議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきましての審査の経過及び結果を報告申し上げます。

本委員会といたしましては、3月4日から計4日間にわたって委員会を開催し、各課長等の説明を求めると、慎重に審査いたしました結果、各予算については妥当なものであり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、幼保一元化における施策の中で、当初、岩手地区から幼保一元化を行うとの説明であったにもかかわらず、予算審査の段階では東地区に変更になっており、そのことは議会に説明されていませんでした。重要な事業変更などは、事前に議会に知らせて協議すべきであり、議

会軽視との声も聞かれました。

予算審査の結果は、最終的には可決すべきものと決定されましたが、賛成5名、反対5名の同数で委員長裁決となりました。このような経緯を踏まえ、次の点について指摘・要望をいたします。

主要施策、事業等の推進については、議会に対しその施策内容について事前に十分な説明を行い、協議するように努められたい。

以上要望し、報告を終わります。

議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

採決は一括して起立により行います。

お諮りいたします。

10案に対する委員長報告はいずれも可決すべきものとなっております。

議第11号から議第20号までの平成23年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第12 請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願

議長（衣斐弘修君） 日程第12、請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願を議題といたします。

本請願については、文教厚生委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 木村千秋君。

〔文教厚生委員長 木村千秋君登壇〕

文教厚生委員長（木村千秋君） 第1日の会議におきまして、文教厚生委員会に付託されました請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会としましては、3月10日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、垂井町では幼保一元化に向けた取り組みが既に始まっていることや、国の方針が定まっていないうちで、保育制度改革について早急に意見書を出す理由がないという意見などがあり、本請願について

は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） ただいまの委員長の報告の中にもありますが、この意見書についてですが、いわゆる保育制度改革に関しては、町は独自で幼保一元化に向かって進んでいると、そのことについては認めているけれども、いわゆる国の新システムについてはまだ方向が定まっていないうっているわけですね。その違いをどう説明しますか。国の制度について意見書を出してほしいという請願なんです、定まっていないうのに、なぜそれを無視して通そうとしているのか、そこを委員長に聞きたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 文教厚生委員長 木村千秋君。

〔文教厚生委員長 木村千秋君登壇〕

文教厚生委員長（木村千秋君） ただいまの件に関しましては、私がお答えする範囲を超えておりますので、お答えに関しましては控えさせていただきたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 先ほど委員長にも質問をいたしましたように、この制度については、何といつても国がこの制度を決定すれば、垂井町独自でどうしようといつても、それこそ大河の前の家1軒で押し流されてしまいます。そういう意味では、やっぱりチェックする必要があると思ひます。国に対してチェックする、垂井町の主体的な意見として当然これは国に要望する必要があると思ひます。そういう意味で、安易に不採択としたことについては私は反対で、採択すべきであると思ひます。

議長（衣斐弘修君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立により行ひます。

本請願に対する委員長報告は、これを不採択にすべきものとなっております。したがって、原案について採決いたします。

請願第 1 号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成23年第 1 回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前 9 時40分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 衣 斐 弘 修

会議録署名議員 奥 村 耕 作

会議録署名議員 末 政 京 子